

広島県妊産婦等生活援助事業公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等（以下「妊産婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言や、関係機関との連携、特別養子縁組に係る情報提供等その他必要な支援を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行う事ができるよう支援する業務を実施する

(2) 業務内容

別紙「広島県妊産婦等生活援助事業仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

18,080 千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）、会社概要説明書（様式1-2）及び電子データの保存等に関する申請書（様式1-3）その他必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

ア 提出期限

令和8年3月6日（金） 午後5時00分

イ 提出方法

広島県健康福祉局こども家庭課宛に公募型プロポーザル参加資格確認申請書等を電子メールで送付する（fukatei@pref.hiroshima.lg.jp）。電子メールで送付することが困難な場合には、広島県健康福祉局こども家庭課家庭グループ（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）への郵送による提出も可能とする。ただし、アの期間内に必着すること。

ウ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年3月9日（月）までに通知する。

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出期限

令和8年3月6日（金） 午後5時00分

イ 参加申出方法

広島県健康福祉局こども家庭課宛に公募型プロポーザル説明会参加申込書（様式2）により、電子メールで送付する（fukatei@pref.hiroshima.lg.jp）。

ウ 説明会開催日

令和8年3月13日（金） 午前10時00分～質疑含め1時間程度

エ 説明会開催方法

オンラインによる開催（参加申込書を提出した事業者を対象に実施）

(3) 仕様書等に対する質問書（様式3）提出期限及び回答日等

ア 提出期限等

令和8年3月16日（月） 午後5時00分

公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

イ 回答日等

令和8年3月17日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和8年3月19日（木） 午後5時00分

イ 提出方法

広島県健康福祉局こども家庭課宛に電子メールで送付する（fukatei@pref.hiroshima.lg.jp）。電子メールで送付することが困難な場合には、広島県健康福祉局こども家庭課家庭グループ（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）への郵送による提出も可能とする。ただし、アの期間内に必着すること。

ウ 提案書に関するプレゼンテーション実施日時等

① 実施日時 令和8年3月24日（火）の別に指定する時間

② 実施方法 オンラインによる開催

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(5) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局こども家庭課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和8年3月26日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和8年3月27日（金）までに、書面により行う。

(6) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、受注者の請求による概算払いも可能とする。

(7) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(9) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(10) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式（様式 1）
- 会社概要説明書の様式（様式 1 - 2）
- 電子データの保存等に関する申請書（様式 1 - 3）
- 公募型プロポーザル説明会参加申込書の様式（様式 2）
- 仕様書等に対する質問書の様式（様式 3）
- 仕様書
- 妊産婦生活援助事業の実施について
- 提案書作成要領（様式を含む）
- 企画提案審査要領
- 契約書（案）

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局こども家庭課

担当 増田、山内

電話 082-513-3173（ダイヤルイン）